

令和5年9月11日

宇部市議会産業建設委員会会議録

宇部市議会

宇部市議会産業建設委員会会議録

- 1 日 時** 令和5年9月11日（月）
午前9時58分から午後1時20分まで
- 2 場 所** 第2委員会室
- 3 事 件**
- (1) 議案第85号 宇部市水道事業会計の剰余金の処分の件
 - (2) 議案第84号 宇部市下水道事業会計の剰余金の処分の件
 - (3) 報 告 宇部市公共下水道芝中ポンプ場再構築事業事業者選定委員会について
 - (4) 議案第78号 宇部市空家等対策の推進に関する条例中一部改正の件
 - (5) 議案第79号 宇部市手数料徴収条例中一部改正の件
 - (6) 議案第81号 工事請負契約締結の件（宇部市新庁舎2期棟新築（建築主体）工事）
 - (7) 議案第82号 工事請負契約締結の件（宇部市新庁舎2期棟新築（電気設備）工事）
 - (8) 議案第83号 工事請負契約締結の件（宇部市新庁舎2期棟新築（機械設備）工事）
 - (9) 報 告 宇部市既設庁舎解体工事について
 - (10) 報 告 新庁舎駐車場の動線計画について
 - (11) 報 告 宇部市都市計画審議会の開催状況について
 - (12) 報 告 宇部市公共交通協議会の開催状況について
 - (13) 報 告 宇部市成長産業推進協議会の取組について
 - (14) そ の 他

4 出席委員（9名）

委員長	早野 敦 君	副委員長	山下 則 芳 君
委員	荒川 憲 幸 君	委員	射場 博 義 君
委員	笠井 泰 孝 君	委員	木原 大 介 君
委員	新村 秀 雄 君	委員	林 豊 廣 君
委員	三好 保 雄 君		

5 欠席委員（0名）

6 その他の出席者（0名）

7 説明のため出席した者

- (1) 議案第85号 宇部市水道事業会計の剰余金の処分の件
水道局

水道事業管理者	秋 田 浩 二 君
副 局 長	溝 部 貢 平 君
財 務 課 長	磯 部 覚 君
同 課 副 課 長	久 保 孝 君
同課財政係長	松 井 宏 修 君

- (2) 議案第84号 宇部市下水道事業会計の剰余金の処分の件
土木建設部

部 長	村 上 守 君
次 長	福 田 宗 弘 君
下水道経営課長	國 司 哲 也 君
同 課 副 課 長	中 尾 和 武 君
同 課 副 課 長	幸 明 幸 雄 君
同課企画係長	岡 本 浩 之 君

※次の(3)においても同説明員が出席、説明を行ったため、(3)の説明員
省略

- (3) 報 告 宇部市公共下水道芝中ポンプ場再構築事業事業者選定委員会に
ついて

- (4) 議案第78号 宇部市空家等対策の推進に関する条例中一部改正の件
都市政策部

部 長	磯 中 克 文 君
次 長	福 田 庄 吾 君
次 長	渡 辺 一 正 君
住宅政策課長	高 下 秀 秋 君
同 課 副 課 長	高 橋 智 宏 君
同 課 副 課 長	渡 邊 哲 文 君

- (5) 議案第79号 宇部市手数料徴収条例中一部改正の件
都市政策部

部 長	磯 中 克 文 君
次 長	福 田 庄 吾 君
次 長	渡 辺 一 正 君
建築指導課長	三 隅 浩 俊 君

同 課 主 幹 沖 永 靖 行 君

- (6) 議案第81号 工事請負契約締結の件 (宇部市新庁舎2期棟新築 (建築主体) 工事)

都市政策部

部 長 磯 中 克 文 君
次 長 福 田 庄 吾 君
次 長 渡 辺 一 正 君
新庁舎建設課主幹 元 井 繁 樹 君
同 課 副 課 長 山 本 郁 江 君

※以下の(7)～(10)においても同説明員が出席、説明を行ったため、
(7)～(10)の説明員省略

- (7) 議案第82号 工事請負契約締結の件 (宇部市新庁舎2期棟新築 (電気設備) 工事)

- (8) 議案第83号 工事請負契約締結の件 (宇部市新庁舎2期棟新築 (機械設備) 工事)

- (9) 報 告 宇部市既設庁舎解体工事について

- (10) 報 告 新庁舎駐車場の動線計画について

- (11) 報 告 宇部市都市計画審議会の開催状況について

都市政策部

部 長 磯 中 克 文 君
次 長 福 田 庄 吾 君
次 長 渡 辺 一 正 君
都市計画課長 金 子 豊 君
同 課 主 幹 羽 根 伸 宏 君
同 課 副 課 長 青 木 信 之 君
同課交通政策係長 和 田 裕 君

※次の(12)においても同説明員が出席、説明を行ったため、(12)の説明員省略

- (12) 報 告 宇部市公共交通協議会の開催状況について

- (13) 報 告 宇部市成長産業推進協議会の取組について

産業経済部

部 長 濱 田 修 二 君
次 長 林 孝 之 君

成長産業創出課長

中 村 勇一郎 君

同 課 副 課 長

新 原 英 宜 君

8 事務局職員出席者

書 記

川 村 真由美 君

—— 午前9時58分開会 ——

委員長（早野 敦 君） 皆さんおはようございます。

ただいまから、産業建設委員会を開会いたします。

本日の審査は、お手元の審査日程に従って進めたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（早野 敦 君） 御異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。

次に傍聴についてですが、現在、申し込みはございません。

なお、本日の委員会に対して今から傍聴の申し込みがあった場合は、これを許可することといたします。

また、委員会の審査中であっても、傍聴者の委員会室の入退室は可能でありますので、念のため申し添えます。

委員長（早野 敦 君） それではまず、議案第85号宇部市水道事業会計の剰余金の処分の件を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

執行部 おはようございます。

それでは、議案第85号宇部市水道事業会計の剰余金の処分の件について御説明いたします。

この議案につきましては、令和4年度の剰余金処分について、議会にお諮りするものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明をさせます。よろしく御審査いただきますようお願いいたします。

執行部 それでは、議案第85号宇部市水道事業会計の剰余金の処分の件について御説明いたします。

これは地方公営企業法第32条第2項の規定により、利益の処分について議会にお諮りするものです。

処分の内容につきましては、令和4年度末残高9億1,061万2,857円のうち7億円を処分するものです。

内訳としましては、議案集45ページ、(2)アにお示ししていますように、施設の建設また

は改良を行うことを目的とした建設改良積立金に2億円を積み立てることとしています。次に、
(2) イの5億円につきましては、資本的支出の補填財源として使用したことから、資本金へ組み入れるものです。

これにより、処分後の未処分利益剰余金残高は2億1,061万2,857円となりますが、これは繰越利益剰余金として、令和5年度へ繰り越します。

以上で、宇部市水道事業会計の剰余金の処分の件についての説明を終わります。よろしく御審査いただきますようお願いいたします。

委員長（早野 敦 君） 以上で、執行部の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（早野 敦 君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（早野 敦 君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第85号宇部市水道事業会計の剰余金の処分の件について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

委員長（早野 敦 君） 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

水道局の皆さん、お疲れ様でございました。

委員長（早野 敦 君） 次に、議案第84号宇部市下水道事業会計の剰余金の処分の件を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

執行部 おはようございます。

それでは、議案第84号宇部市下水道事業会計の剰余金の処分の件について御説明申し上げます。

これは、令和4年度宇部市下水道事業会計の未処分利益剰余金処分について、地方公営企業法に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明させますので、御審査のほどよろしくお願いいたします。

執行部 それでは、議案第84号宇部市下水道事業会計の剰余金の処分の件について御説明い

たします。

まず、未処分利益剰余金の処分の内容につきましては、令和4年度末残高7億812万71円のうち、6億4,900万円を処分するものです。

内訳としましては、議案集43ページのアにお示しております、3億5,000万円を、施設の建設または改良を行うことを目的とした建設改良積立金に積み立てることとしています。次に、イにお示ししています、2億9,900万円を資金的支出の補填財源として使用したことから、資本金へ組み入れることとしています。これにより、処分後の未処分利益剰余金残高は5,912万71円となりますが、これは繰越利益剰余金として、令和5年度へ繰り越します。

簡単ではございますが、以上で説明を終わります。御審査のほどよろしくお願いたします。

委員長（早野 敦 君） 以上で、執行部の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（早野 敦 君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（早野 敦 君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第84号宇部市下水道事業会計の剰余金の処分の件について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

委員長（早野 敦 君） 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

委員長（早野 敦 君） 次に、宇部市公共下水道芝中ポンプ場再構築事業事業者選定委員会について報告をしたいとの申し出がありますので、これを許可したいと思います。

執行部から報告を求めます。

執行部 それでは宇部市公共下水道芝中ポンプ場再構築事業事業者選定委員会について御説明申し上げます。

まず、この事業者選定委員会ですが、この委員会は芝中ポンプ場再構築事業に係る官民連携手法の導入に伴いまして、実施方針の検討から事業者の選定までを学識経験者など専門的な立場の方々から広く意見を聞くために設置したものでございます。

第1回事業者選定委員会を令和5年7月3日に開催いたしましたので、その内容を御報告させ

ていただきます。

詳細につきましては、担当から説明させますので、よろしく申し上げます。

執行部 それでは、芝中ポンプ場再構築事業事業者選定委員会（第1回）の内容について、お手元の資料より説明させていただきます。

まず、ファイル名資料1の次第から説明させていただきます。

第1回目の委員会は、委員の方への委嘱がメインとなっており、その後、事業概要の説明と今後のスケジュールについて説明しております。

事業者選定委員会のメンバーにつきましては、ファイル名資料2の名簿に記載しております。

名簿のとおり、学識経験者3名と行政経験者2名の計5名で構成しております。

選定委員会では、官民連携手法の導入に伴う実施方針の検討から事業者の選定まで専門的な立場の方から広く意見を聞くことを目的に設置しております。

続きまして、ファイル名資料3の事業概要について説明いたします。

これは、昨年12月の産業建設委員会で一度説明させていただいている内容にはなりますが、再度、事業内容等について簡単に説明させていただきます。

また、資料3の右下にはページ数を振っておりますので、ページ数をお伝えしながら説明いたします。

それでは、資料3の3ページ目をお願いいたします。

まず、宇部市公共下水道事業の概要について簡単に説明いたします。

宇部市の下水道事業は昭和23年に事業着手しており、現在の整備状況につきましては、行政人口約16万人に対し、処理区域内人口は約12万6,000人で、下水道普及率は79%となっております。今回の事業対象の芝中ポンプ場は、図面上の赤い枠の東部処理区に位置しており、宇部市は東部処理区のほか、西部処理区、楠処理区、阿知須処理区の4つの処理区で構成されております。

続きまして、4ページ目をお願いいたします。

まず、芝中ポンプ場の役割について説明いたします。

芝中ポンプ場は、図面上の左下の赤い丸のところに位置しており、図面上の着色部分、ピンク色、黄色、水色の集められた広範囲の汚水が集まってくるポンプ場となっており、集められた汚水は芝中ポンプ場でポンプアップされ、東部浄化センターへ圧送管で送水されています。

送水された汚水は東部浄化センターで綺麗な水へと浄化され、海へ放流されています。また、汚水については、宇部市の約4割の人口の汚水が送水されており、宇部市の根幹的なポンプ場となっております。

続きまして、5ページ目をお願いします。

芝中ポンプ場の現状としましては、運転開始から62年以上経過し、施設の耐震性能不足や老

朽化が進行している状況です。調査した結果、老朽化した施設の補強は困難であると判明しましたので、建て替えを行うことといたしました。

続きまして、6ページ目をお願いいたします。

こちらは芝中ポンプ場周辺の平面図となります。

平面図の上側に芝中ポンプ場、平面図の下側に東部浄化センターとなっており、それぞれの拡大図が隣に表示されております。主な事業内容としましては、芝中ポンプ場の老朽化したポンプ棟については、東部浄化センターの場内へ移設を行うことといたします。また、ポンプ棟の移設に伴い、送水管の深さ・大きさが変わること、さらに送水管が老朽化していたこともあり、自然流下管へと布設替えを行うことといたしました。

以上2点が主な事業内容となります。

続きまして、1ページ飛ばして8ページ目をお願いいたします。

本事業の特徴ですが、施設の老朽化により更新が急務であること、多額の費用がかかること、また、今回は供用中の汚水ポンプの改築工事となり、汚水の接続切替工事が必要となるため、工事の難易度が高くなるという特徴がございます。これらの特徴から、対策として、民間の高度な技術力、ノウハウや創意工夫などの付加価値が期待できる官民連携手法を導入することといたしました。

続きまして、9ページ目をお願いいたします。

官民連携手法について、国のガイドラインでは、事業費の総額が10億円以上となる場合は、優先的に官民連携手法を検討することとなっており、具体的には、従来手法と経済比較し、より安価な手法を採用することとなっています。

続きまして、2ページ飛ばして、12ページ目をお願いいたします。

官民連携手法であるDB方式の導入効果について説明いたします。

DB方式と従来方式を比較した結果、定量的評価としては、事業期間の短縮やコスト削減の効果について確認することができました。定性的評価としては、公募型プロポーザル方式を採用することで、民間事業者からの専門的かつ高度な技術力や創意工夫などの期待ができること、また、汚水の接続切替えなどのミスリスクの想定や責任分担の明確化を図ることによって、事故が発生した場合に迅速に対応ができること、また、ポンプ場建設の特徴である複数工種の円滑な連携など、一括発注による事業の効率化が図れることが確認できました。

続きまして、13ページ目をお願いいたします。

次に、現在の事業スキームについて説明いたします。

スキーム1として、ポンプ棟及び送水管についてですが、送水管の大きさ、深さ、ルート、材質等の様々な提案が想定されますが、送水管の提案内容によって、ポンプ棟の揚程、サイズ等が変化いたします。そのため、ポンプ棟と送水管は同一スキームといたしました。

スキーム2として、ポンプ等と送水管、雨水ポンプについてですが、供用中の汚水の接続切替工事が3か所もあり、難易度が高くなるため、事故の発生リスクなどを考慮すると一体的な責任施工が必要と判断しましたので、同一スキームといたしました。

最後に、スキーム3として、ポンプ棟の新設と沈殿池の撤去についてですが、施工箇所が重複する作業となり、土工工事や仮設工事の作業が重複するため、コスト縮減や事故の発生リスクを考慮し、一体の責任施工が必要と判断し、同一スキームといたしました。

また、事業スキームにつきましては、今後実施方針等を検討していく中で、最適な事業スキームが見つければ、適時修正を行うことといたします。

続きまして、2ページ飛ばして16ページ目になります。

最後に、事業スキームのまとめですが、予定している工事期間につきましては、令和7年から令和13年の約7年間で予定しております。

また、事業費につきましては、2年前の想定額にはなりますが、約76億円程度と考えております。

以上の内容を事業者選定委員会で説明したところ、今回は事業内容の説明がメインとなったため、事業内容の詳細な確認などの質問はございましたが、特に御意見等はありませんでした。

続きまして、ファイル名資料4のスケジュールを開いていただけますでしょうか。

資料4、今後のスケジュールの2ページ目になります。

第2回目の事業者選定委員会を令和5年10月17日に開催する予定としており、そこで実施方針及び要求水準書について検討を行い、その結果を踏まえ、11月に実施方針素案の公表、来年1月以降は、要求水準書及び特定事業の公表を行う予定としております。令和6年5月には、事業者の選定基準等を作成し、募集要項の公表を行う予定としています。募集要項の内容等につきましては、議会において御報告したいと考えております。令和6年11月以降は、事業者から提出された提案書の審査を行い、選定委員会において優先交渉権者を決定いたします。優先交渉権者が決定しましたら、議会において御報告させていただき、令和7年4月から事業着手する予定としております。

簡単ではありますが、説明は以上となります。

委員長（早野 敦 君） 以上で、報告は終わりました。

ただいまの報告につきまして、質疑はありませんか。

委員（新村 秀雄 君） この中でICTというものがあつたのですけれども、これはどういったものなのでしょう。

執行部 このたび、汚水だけでなく雨水というものもありますので、この辺は民間からの提案にはなるのですけれども、そういった降雨予測等を運転に加味するとかというようなことにも導入、期待ができるかなということでICTという言葉を使わせていただいております。

以上です。

委員長（早野 敦 君） いいですか。1つだけ。

何というのですかね。人口が増えたり減ったりしているではないですか。65年とさっき言われたではないですか、設置して。60年か。

執行部 65年。

委員長（早野 敦 君） それで、そのキャパに対する、何といいますか、ポンプの大きさだとか、配管の径だとか、そういうのは、どんな感じで考えておられますか。

執行部 管渠につきましては、今、建設されているものは、建設当時に50年後の見込みで建設されております。ポンプの能力につきましては、流入量に合わせて段階的に今まで増設してきたというのが実情でございます。

なので、今回の建て替えるポンプ場というのは、今から人口増は見込めない、流入量は減るのですけれども、造った時に入ってくる量は処理しなければならないというのがありますので、昔はその段階増設という時代でしたが、今後は造って更新時に、スペックダウンというようにしないと入ってくる量はその時に処理、送らないといけないというのがあるので、サイズダウンの形で更新していくようなことになろうかと思われま。

以上です。

委員長（早野 敦 君） 分かりました。

副委員長（山下 則芳 君） 今ポンプと送水管、これ耐用年数は大体どのぐらいとかあるのですか。ないのですか。

執行部 国土交通省の基準でいきますと、管渠については普通コンクリート構造物は、標準は50年で、ポンプにつきましては、機械電気ものについてはいろいろあるのですけれども、ポンプは標準でいくと20年。雨水のポンプなど大きい機械になると15年。あと電気も物によって15年から20年というものが、部品単位でちょっと設定されております。

ただ、それは国の示す標準耐用年数なので実態はそれを今長寿命化という言葉もありますけれども、修繕とかをして延命させていると。

なので、宇部市の実績としては、国の示す標準耐用年数の約倍ぐらい、今、現状施設はもたせておるとというのが実情でございます。

以上です。

委員（三好 保雄 君） 今、雨水が合流して入るのですかね。

そうすると、今、ゲリラ豪雨という形で出ますから、その対応は考えていらっしゃるのですかね。

マンホールから噴いてくるということが、対応できるかということをお願いいたします。

執行部 下水道事業はどうしても国庫補助でやる中で、国のほうで降雨強度という基準がござ

います。

この範囲であれば、国のということで、今現在は宇部市であると時間56ミリメートルで、以前の芝中ポンプ場でありますと46ミリメートルの対応のポンプなので、当時よりかはグレードアップしているのですけれども、昨今のこのゲリラ豪雨に対応できるかと言いますと、先ほど言いました時間56ミリメートルの降り方が、基準でいくとそのグラフを書いたときに山なりというか徐々に入ってくるというのが、どうしても計算上なのですけれども。

今、5分、10分で50ミリメートル降るような雨が降ると、やはりニュースであるような、どうしても一時的にボトルネックになって上流で噴くということはあろうかと思えます。

なので、昨今のゲリラ豪雨に対応できるかという御質問に対しては、雨の降り方によって対応できない、上流で噴くことは、状況によってはあると思われま。

委員（三好 保雄 君） これから造るということで、それに対応ができるような何か予算のほうとかということができればありがたい。

どっちみち溢れてしまって、本当市民の方が大変なことになるとその損害のほうが大きいです。

その辺はいかがなのですかね。

執行部 先ほども申しあげましたとおり、ちょっと国の補助金である関係があるので、今、限度はあるのですけれども、そのあたりで今回DBという方式をとりました。宇部市の下水道先行事例では玉川ポンプ場というのがあるのですけれども、あちらのほうも結局、一体で発注することによって付加価値で、管渠の能力が国の基準よりも大きくできたと。その理由というのはポンプと管渠を一緒にすることによって、管渠単体で出すと、どうしても受注の事業者としては管渠だけで営利を求めないといけないのですけれども、ポンプと一緒にすることによって、宇部市の今の現状をお伝えし、管渠の能力を上げて、うまいことその土木と機械、電気のそのコストの利益のバランスをとというのがあるので、このたびもその合流を抱えておりますので、宇部市としては現状の流入実績等は、要求水準書で提案して、そういったものを少しでも、この与えられた事業費の中でどうやったらうまく少しでも軽減できるか、浸水を。

こういったのは、民間の提案に期待したいというふうに思っているところでございます。

以上です。

委員（笠井 泰孝 君） 今、今後のスケジュールの説明を受けまして、大体1年半ぐらい先の話だなと思ったのですけれども、今現状として、例えばそういう管の年間何か所ぐらいはどこか壊れてとか、何とかという、そういう実態はあるのですか。

今のところ何もなければ、1年半をめどにというスケジュールなのでしょうか。

執行部 現在ストックマネジメント、いわゆる長寿命化の計画の中で管路等も調査しております、当面5年から10年ですぐに陥没するという状態ではないのを把握して、あくまでもその

事業着手ではなくて、結局完成するまではこの施設を使わないといけないというのがありますので、実際言うと、建設が先ほど、7年、プラス導入までが2年なので、実際にこのポンプ場が動くのは約10年先ということで今の機械、電気も補修しながら、10年程度は土木、管渠もポンプ場も持つということで、このスケジュールを設定しております。

以上です。

委員（笠井 泰孝 君） 持つということですね。

執行部 はい。

委員（射場 博義 君） 今回の工事の部分で、芝中のポンプ場に、各地から集まってくるのですけれども、この送水管のラインというのは、やはり芝中ポンプ場で1本になって、ここまで入ってきて、ポンプアップを施設内ですするという考え方でいいのですか。

執行部 先ほどの図面、資料3の4ページ目にありますけれども、上宇部のほうは、神原ポンプ場を経由して、芝中ポンプ場。東のほうも、吉田ポンプ場、西岐波ポンプ場、草江ポンプ場、八王子ポンプ場を経由して全部最終的には芝中ポンプ場に入って東部浄化センターに送られているというような状況でございます。

委員（射場 博義 君） それ、芝中ポンプ場にポンプがあったということはそこから、それをポンプアップしないと駄目だというふうな設定で作られているのではないかなと思ったのですよ。

それがここまで移ったことによって、ちょっと分かりませんが、詳しいことは分からないのですが、高低差でそうなっているのか、純粹に勢いをつけるためにやっているのかちょっと分かりませんが、その辺の問題はないのですか。

執行部 議員さんがおっしゃられるように高低差の関係で所々上げては落として、上げては落としてという中で、当時芝中ポンプ場を作って、雨水については、ここから消防署の裏のほうを通って宇部港のほうに放流されております。汚水のほうを東部浄化センターに持っていくと。

今後、汚水機能については、この芝中ポンプ場で揚水するのではなくて、全部自然流下で、この辺りはその当時の技術というのもあるのですけれども、東部浄化センターまで持って行って、雨水については今までどおり、ここのポンプ場で宇部港のほうに吐くと。

この自然流下をした理由というのは先ほどあまり深くは説明しなかったのですけれども、現在芝中ポンプ場は、根幹ポンプ場ということで、職員が3名ほど常駐しております。

ですが、今後、自然流下で東部浄化センターまで持っていくことによって、そこの常駐というのは人が減らせると。東部浄化センター内にポンプ場があることによって、東部浄化センター内の職員がメンテナンスに行けるというその維持管理、ランニングコストも加味してこの再構築で汚水系を東部浄化センターに持っていくというふうな事業手法の判断をしたというのが状況でございます。

委員（射場 博義 君） 自然の流れでいけるといふ、そこまで。

はい。分かりました。

委員（林 豊廣 君） 昨今のよく停電とかありますよね。

この時には、どのような手だてというか、あるのですか。

執行部 各ポンプ場にも自家発電設備というのを設けておまして、その停電で中国電力さんが復旧されるまでは、自家発電設備で各ポンプ場は機能させておると。この芝中ポンプ場だけではなくて、どのポンプ場も自家発電設備というのは備え付けております。

委員（林 豊廣 君） 自家発電というのは分かるのですけれども、自家発電設備が水没するようなところはないですか。

執行部 高潮の計画等を加味して、高さも水位が来ない位置にかさ上げして設置されております。

委員（木原 大介 君） 76億円でしたか、地元の業者さんを絶対に入れなければいけないような仕組みで発注していただくと、地元にお金が落ちるので、地元でできないことはしようがないと思うのですけれども、下請けさんとか孫請けさんとかというのは必ず76億円のうち何十億円かは地元で積極的にというふうには、仕様書を書いていただけたらと思うのですけれども可能ですか。

執行部 先ほども例に出しました玉川ポンプ場も、大手さんと地場を構成員に入れるというスキームにして、なおかつ下請け及び資材も県内産、特に市内を使うようにという条件を出しております。このたびの芝中ポンプ場についても最終的にはこの開かれる事業者選定委員の皆様のご意見を聞くようになりますが、一応市としても、地元企業を活用するような、形で進めていきたいというふうには考えております。

以上です。

委員長（早野 敦 君） ほかにございますか。

ないようですので、以上で、宇部市公共下水道芝中ポンプ場再構築事業事業者選定委員会については終わりました。

土木建設部の皆さんお疲れ様でした。

委員長（早野 敦 君） 次に、議案第78号宇部市空家等対策の推進に関する条例中一部改正の件を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

執行部 おはようございます。都市政策部です。よろしく申し上げます。

それでは、議案第78号宇部市空家等対策の推進に関する条例中一部改正の件について御説明申し上げます。

これは、空き家等に対し、緊急安全措置を講ずることができるよう、所要の整備を行うものがあります。

詳細につきましては担当課長から説明させますので、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

執行部 おはようございます。

それでは、議案第78号宇部市空き家等対策の推進に関する条例中一部改正の件につきまして、御説明いたします。

議案集では23ページが議案、24ページは新旧対照表になります。

現在、適正な管理がされていない空き家には、適正な管理に努めるよう法や条例に基づき、必要な措置について、所有者等に対し助言・指導を行っています。また、放置することが不適切な特定空き家については、所有者等に対し指導から勧告、措置命令、行政代執行という一律の措置が規定されていますが、これらの指導等を行うまでには時間を要し、緊急性の高い場合への対応が課題となっております。

このたびの条例改正は、周辺に対する危険が切迫しているにもかかわらず、指導などの手続きを行い、所有者等の措置を待つ時間的余裕のない緊急性の高い空き家等に対し、人への被害を防止し、安心安全を確保するため、緊急的、また迅速な対応を可能とする緊急安全措置の規定を設けるものです。

内容は、第8条に緊急安全措置を追加し、第1項として、空き家等により人、財産に被害が及ぶ危険が切迫し、緊急の必要があると認めるときは、防止のために必要な最小限度の措置を講ずることができる。第2項として、前項の措置を講じたときは、その旨を空き家等の所有者等に通知する。ただし、所有者等を確知することができないときは、その旨を告示する。第3項として、所有者等から当該措置に係る費用を徴収することができるとしています。また、条項の追加により、以降の条項が条ずれすることになります。

施行年月日は公布の日となります。

以上で、説明を終わります。

委員長（早野 敦 君） 以上で、執行部の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

委員（荒川 憲幸 君） これまでの条例とは具体的に何がどういうふうになるのかというのをもう少し詳しく教えていただきたいのと、今回の条例改正で、代執行ではないですけども、緊急の対応というのがどの程度の件数というか、起こるのか、想定であると思うのですが、教えていただければと。

執行部 それではこの条項を追加することによってどのように変わってくるかという御質問に対してなのですけれども、倒壊する恐れがある、または屋根や外壁等が脱落、飛散する恐れがあ

るなど、危険が切迫している空き家によって、基本、地域住民や通行人に被害が及ぶ可能性が高い場合に、仮囲いなどの応急的、かつ、必要な最小限度の措置を講じることができるということで、基本的には市民の安全の確保ということを第1に考えております。

実際に件数がどれほどあるのでしょうかといったことなのですが、基本的には今年、現時点で117件の苦情をいただいております。そういったものというのは隣の草木が伸びているから衛生的に良くないとか、そういうお話もあるのですが、実際に通行人に被害が及ぶとか、そういったケースになります。基本この措置で対象としているのは、隣地同士の関係だけでなく第三者、例えば通行人とか、そういったものに危害が及んでしまいそうだといった緊急性があるものを想定しておりますので、年間で言いますと想定とすればそんなにたくさんは実際にはありません。10件から20件ぐらいかなというふうには考えております。

以上です。

委員（荒川 憲幸 君） 10件から20件ということですが、解体とかまではいかない、囲いをするという程度の措置になるわけですか。

執行部 そのとおりです。

基本的に空き家につきましては個人の財産になりますので、基本的には個人にさせていただく。

このたびの措置の内容といいますのは御説明をいたしましたけれども、指導、勧告して修繕をしていただく、手を加えていただくまで時間に余裕のないところに対しまして、緊急という形でその部分的なもの、危険を取り除くものを対象としていきたいと思っております。

以上です。

委員（林 豊廣 君） 台風とかが来た時に、来る予測で、今までも空き家の温水器と、アンテナが飛ぶようなことが結構あるのですが、こういったものもこの一連の窓口で全部対応していただけるのですか。

執行部 なかなかこの緊急措置というのは難しいところがあります。

先ほども申しましたが、基本、個人の方々に対応していただくということで、基本お隣同士だけの問題ということであればこれまでどおり緊急措置の対応ではなく、あくまでも例えば、道路があるとか、公園があるとか、その危険を予測できない方々に被害が及ぶ可能性があるもの、こういったものには対応していきたいというふうには考えております。

以上です。

委員（射場 博義 君） ちょっと重なるところがあるのですが、先ほど、説明がありました必要最低限の措置ということが、もうちょっと詳しくどの程度のことかということ。

執行部 必要最低限の措置というものはどういったことを想定していますかということですが、例えば、でよろしいですか。

例を挙げますと、部分的な仮囲いをやはり入口を封鎖するとかというのがまず1点。そして先

ほどもちょっとありましたけれども、飛散しそうな建築資材をちょっと取り除くとか、そしてよく自治会等からもあるのですけれども、防犯上といった部分においては部分的な開口部の閉鎖ということでやはり防犯上、学校の近くで危ないと、犯罪の温床になる可能性があるというお問い合わせもいただいています。やはり所有者にお願いするまでの間にそういった開口部の閉塞とか、あとは注意喚起の看板ということで考えております。

以上です。

委員（射場 博義 君） 措置をした時の経費というのは所有者にと言われていますが、これ改めてというか、以前からきちんとうたってあることなのですが、もし、これが回収できない場合の扱いはどうなっているのでしょうか。

執行部 基本的に所有者に費用は実際には請求はしていきます。ただし、相続人がいらっしゃらない方とか、所有者の財産の状況、今実際には管理していて、管理不全空き家。基本的には空き家が悪いわけではなくて、あくまでも管理をされていない空き家にこういうような症状、状況が起きてきているということもありますので、基本的には財産の状況等、この辺を考慮をするというふうには考えております。

ただし原則として、緊急安全措置に係る費用のみという形なのですけれども、基本的にはやはり業者へ委託した場合とか、そういったものの時に費用を請求します。

あと仮囲いとかは、市の職員が対応する場合というのは費用は発生させないような形では考えております。

以上です。

委員（射場 博義 君） その場合、もし相手先がない場合は・・・・危険を回避するのですけれども、先を見ると、もうどんどん老朽化していくという場合、その家とか土地とかどうなってしまうのですか。

執行部 基本的にはその都度危ない部分については、この緊急措置のほうで対応させていただきたいというふうに考えています。その後につきましては、今の空き家の特措法に基づきまして、余りにも状況がひどくなりますと特定空き家に認定をして、解体であったりといった方向に進んでいくと。そこは今までと変わりなく進んでいるところです。

以上です。

委員（三好 保雄 君） 他県では、空き家の所有が海外の方、中国とかの方が所有されてなかなかその辺りが難しいということがあるのですが、宇部市の場合はいかがですか。

執行部 お答えします。

基本空き家というのは市が管理しているわけではないので、実際に私どもというのは苦情なり相談があって初めてその家の所有者の調査をしています。私を知る限りなのですけれども、1件ほどございます。

ちょっと自治会から相談を受けておるのですけれども、やはりそういった中では今回の緊急措置がなければ、ブロック塀であったりとか、こういったものを入れることによりまして市のほうで危ないところだけは対応ができるようになるというメリットはあろうかとは思いますが、やはり海外に住んでおられるとなかなか所有者が確知できないというような状況が起きております。

以上です。

委員長（早野 敦 君） 1つ聞いてもいいですか。

こういう制度が広がると、結構対応してくれという所が出てくる場合、大変だと思うのですが、その辺は大丈夫ですか。

執行部 ありがとうございます。

基本的には職員数でいうところ、仕事の量が増えるというのは、やはり委員長がおっしゃるとおりだろうと思います。

ただやはり人数というところもありますし、今までもそうなのですけれども、まずもって空き家の相談をいただいた時には現地の確認、必ず行っております。そういった意味では、その時に行った者が今回の緊急安全措置が必要かどうかという判断をさせていただくようになりますので、今回増える部分につきましてはその内容を見て、業者へ発注するのか自分たちが仮囲いで済むのか、その部分のプラスオンにはなると思います。その分につきましてはやはりでも、市民の安全をまず確保するといった意味であれば先ほども申しましたけれども、10件、20件という数字から見ると、確実にそれをやっていく必要があるというふうに判断しております。

以上です。

委員（笠井 泰孝 君） 今の問題を突き詰めていくと、最終的には本当は親族とかそういう関係者がお金を負担するとかいうのが望ましいのでしょうかけれども、たぶんそれは財産放棄とかいろいろな方法で手がかからないようにというのが、みんなの考えるようなところだと。

今、行政のほうはそうは言っても、危険が伴うところはやはりどうかしないといけないという立場で今言われていると思うのですけれども、一応そうなってくると、ほったらかしにしておいて、最終的には行政がやってくれるという安心感はあるにしても、では行政がそういうのが何年、何件も何件も続いたときに、大丈夫かというところで、最終的にもし解体したとして、更地にしたとして、どこも払わないのであれば、その土地の所有権はそうなってくると行政のものになるよという、法的に先にやっておかないとまずいかなと思うのですけれども、その辺のお考えはどうでしょう。

執行部 今の御質問なのですけれども、まずもって今回の緊急措置というところなのですけれども、1点ちょっと切り離して考えていただきたいのが、やはり現地を確認して所有者を調べて、そしてそこへ指導、要は修理をしてくださいとか、撤去してくださいというお願いをするまで、

やはり2週間から3週間かかります。

今回の緊急措置のメインといいますか、主な目的とすれば、その間に本当にその道路とかに物が落ちそうだとか、こういったものについてはやっていきたいというふうに考えております。

そして今の御質問からいきますと、逆にそういった恐れのないものについては、お隣さん同士の問題であれば、そこはすみません、今回の緊急安全措置としての対応はしないと。

ただし、屋根がもう、うちの屋根にのしかかってきてしまったとか、そういった場合というのは、検討、切り取るとかいう必要なことはあるかもしれませんが、まずもってはその2、3週間の間にしっかりと市のほうで安全を確保するのが今回の条例の目的になります。そして最終的に法律に基づいて市のほうでというお話もあろうかと思えます。

このたびも新天町で代執行をやっていますけれども、最終的に所有者がいない、不存在の状況のものもやっております。こちらを例に挙げますと、今回私どものほうで解体を代執行させていただいた後、相続財産清算人ということで、今法的には家庭裁判所のほうに、その土地の処分につきましてお願いをしまして、その中で相続財産清算人ということを立てた後に販売に入って、それで売れたお金の中の一部を解体費用とか、そういったものを私どものほうが請求して、またその売った土地のお金でお返しいただくというような形で今法的に我々のほうも手続きを進めているところでございます。

以上です。

委員（笠井 泰孝 君） 今、最終的にはその処分をさせてもらって、そのお金の一部を使ってということ言われましたけれども、一部で間に合わないような、つまり、こちらの持ち出しのほうが多くなった時には、ちょっとまた新たな問題が出てくるかなと思いますけれども、その辺はもうしょうがないなというお考えでしょうか。

執行部 基本的には我々は法に基づいて行っていくような形になりますので、そこについてはなかなか難しいところではあるかと思えます。

ただこのたび、令和5年の6月に今、法改正がありました。そして6か月ぐらいでまだ施行はされてないのですけれども、その中で代執行の取り扱いも、今までかなりの手続きがかかると、時間がかかるということなのですけれども、その法改正の中では、実際には先に危険を回避する、そしてそのあとに特定空き家の手続きを進めていくというふうに法も変わっていくような形になっております。

以上です。

委員（林 豊廣 君） 先ほど笠井委員の質問の中にありましたと思うのですが、結構、県外におられる方で、もう財産放棄という方が増えてくる。そういう財産放棄をした場合というのは、やはり市のほうで対応されないといけない。いや、現状は建っていますけれども、10年経つと、もうかなり破れると思うのですけれども、そういった時も、財産放棄した物件に

関しても、この法が使えるということですか。

執行部 このたびの件につきまして、この緊急措置については危なくなったものの一時的な対応ということで、こちらのほうで本当に対応できるような状況になれば部分的にはやっていきます。

ただ、今言われるようにやはり所有者不存在という状況がずっと続いていってということになりますと、本当に今やっている制度の中の特定空き家というところまでいったときには市としての対応も可能にはなりますけれども、やはり特定空き家もすべての家が簡単にできるわけではなく、それなりにしっかりと要件であったりとか、状況であったりというのを審査した中で、特定空き家に認定という形にはなっていないので、すべての家が対象になるというわけではないというふうな形になります。

以上です。

委員長（早野 敦 君） ほかにありませんか。

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（早野 敦 君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第78号宇部市空家等対策の推進に関する条例中一部改正の件について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

委員長（早野 敦 君） 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

委員長（早野 敦 君） 次に、議案第79号宇部市手数料徴収条例中一部改正の件を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

執行部 それでは、議案第79号宇部市手数料徴収条例中一部改正の件について御説明申し上げます。

このたびの条例改正は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律の一部改正に伴い、マンション管理計画の認定に係る手数料を新設するものです。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

執行部 建築指導課です。よろしくお願いします。

それでは、議案第79号宇部市手数料徴収条例中一部改正の件につきまして、御説明いたします。

議案集では25ページから28ページ、新旧対照表では29ページから34ページに掲載されていますが、多ページにわたることから、事前に配付させていただいている資料で説明させていただきます。

はじめに、今回の手数料徴収条例の改正を行う要因となりました法律の改正に伴う手続きの内容について説明します。

マンションの老朽化を抑制し、維持管理の適正化を図るため、令和4年4月にマンションの管理の適正化の推進に関する法律の一部が改正されました。本市では、改正法に基づき、マンション管理適正化推進計画を策定し、管理組合が作成する管理計画が一定の基準を満たす場合に、マンション管理計画を認定する制度を令和5年10月1日から運用開始することとしています。

それでは、資料1、マンション管理計画認定制度、上段の1、管理計画認定申請の手続きを御覧ください。

マンションの維持管理方法や資金計画、管理組合の運営状況など、適切な管理計画を有するマンションの認定を行うにあたり、手順として、(1)新規及び更新の認定の場合と(2)変更の認定場合があります。まず、新規及び更新の認定の場合、管理組合が作成した管理計画について、市への認定申請前に、法に基づくマンション管理適正化推進センターの指定を受けたマンション管理センターによる事前確認が必要となります。なお、認定を継続するには、5年ごとの更新が必要となります。次に変更の場合は、マンション管理センターでの事前確認手続きはなく、市へ変更認定の申請を行うこととなります。

以上が、管理計画認定申請の手順となります。

続いて、条例の改正内容である手数料について説明します。

下段の2、マンションの管理計画認定申請手数料を御覧ください。

手順と同様に、(1)新規及び更新の認定の場合と(2)変更の認定場合があります。まず、新規及び更新の認定の場合の手数料額及び加算手数料額は、(1)に記載のとおりです。先ほど説明しましたとおり、申請にあたっては、事前にマンション管理センターの事前確認申請が必要であり、その費用として別途2万円程度かかります。次に、変更の認定の場合ですが、変更する管理計画の項目に応じて手数料が異なり、その手数料額及び加算手数料額は、(2)に記載のとおりです。変更する項目が複数ある場合は、それぞれの手数料額を合算することとなります。なお、変更については、マンション管理センターによる事前確認がないため、新規及び更新時に比べて手数料額が割高となっています。

施行日については、マンション管理計画認定制度の運用開始と同じく令和5年10月1日とし

ています。

以上で、説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いたします。

委員長（早野 敦 君） 以上で、執行部の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

委 員（荒川 憲幸 君） そのマンション管理計画の策定をした場合のマンションの管理者側というか、その入居者のほうのメリットというのはどういうものがあるのですか。

その辺を教えてください。

執行部 管理計画を策定した場合のメリットについてのお問い合わせですが、まず管理組合による管理の適正化に向けた自主的な取組が推進され、良質な管理水準が維持されることや、適正に管理されたマンションとして、市場において評価されるものと考えられます。

また、管理計画認定を取得したマンション等に対して、住宅金融支援機構のフラット35及びマンション共用部分リフォーム融資の金利引き下げ並びにマンションすまい・る債の利率上乘せが適用されることや、長寿命化工事、例えば屋根防水工事とか床防水工事、外壁塗装工事などが実施された場合に、固定資産税額の3分の1の減税を受けることができます。

以上になります。

委 員（荒川 憲幸 君） そういう財政面でのメリットもあるということですがけれども、この手数料も結構高いなと思うのですけれども、この金額、どこから出てきたかちょっとお願いします。

執行部 手数料の算定は国の基準によって算定しております。

以上です。

委 員（荒川 憲幸 君） 国のほうで示してきているわけですね。参酌標準か何か。

執行部 国のほうで参考になる人役というか時間数を出しておりますので、それに基づいて算出しております。

委員長（早野 敦 君） ほかにありませんか。

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（早野 敦 君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第79号宇部市手数料徴収条例中一部改正の件について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

委員長（早野 敦 君） 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

委員長（早野 敦 君） 次に、議案第 8 1 号工事請負契約締結の件（宇部市新庁舎 2 期棟新築（建築主体）工事）、議案第 8 2 号工事請負契約締結の件（宇部市新庁舎 2 期棟新築（電気設備）工事）、議案第 8 3 号工事請負契約締結の件（宇部市新庁舎 2 期棟新築（機械設備）工事）を議題といたします。

これら 3 議案は関連がありますので、一括して執行部の説明を求めます。

執行部 それでは、議案第 8 1 号、第 8 2 号、第 8 3 号工事請負契約締結の件について、関連性がありますので、一括して御説明申し上げます。

これらは宇部市新庁舎 2 期棟の新築に伴い、工事請負契約を締結することについて、宇部市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものです。

詳細につきましては、担当次長から説明させますので、御審議のほどよろしくお願いたします。

執行部 それでは議案第 8 1 号、第 8 2 号、第 8 3 号工事請負契約締結の件について、一括して御説明いたします。これらはすべて宇部市新庁舎 2 期棟新築工事に係る工事で、工事場所は宇部市常盤町一丁目地内です。

それではまず、37 ページの議案第 8 1 号を御覧ください。

1、工事名は、宇部市新庁舎 2 期棟新築（建築主体）工事。

3、請負金額は 1 5 億 8, 9 5 0 万円、うち消費税額及び地方消費税額は 1 億 4, 4 5 0 万円です。

4、契約の方法は一般競争入札。

5、工事の概要は鉄骨造 3 階建てで延べ面積 3, 3 2 7. 1 6 平米。

6、契約の相手方は宇部工業・塚原建設・沖村建設共同企業体で、代表者は宇部市大字妻崎開作 8 7 4 番地 1、宇部工業株式会社代表取締役社長河野剛志、構成員は宇部市大字藤曲 1 7 5 3 番地 4 6、塚原建設株式会社代表取締役塚原正好、及び宇部市大字妻崎開作 1 2 7 1 番地 1 9、株式会社沖村建設代表取締役沖村重人です。

建物の配置につきましては、議案集の 3 8 ページの参考図を御覧ください。

新庁舎 2 期棟は、令和 4 年 5 月に供用開始した 1 期棟の南側に増築する形で、現在解体中の旧庁舎敷地に建設します。その東側市道栄町線沿いに附属建築物として、障害者等用駐車場を建設します。それぞれ図面中央の斜線で示した部分となります。

次に 3 9 ページの議案第 8 2 号を御覧ください。

- 1、工事名は宇部市新庁舎 2 期棟新築（電気設備）工事。
- 3、請負金額は 1 億 8, 8 1 0 万円、うち消費税額及び地方消費税額は 1, 7 1 0 万円です。
- 4、契約の方法は随意契約。
- 5、工事の概要は、電灯・動力設備工事一式、入退室管理設備工事一式ほかです。
- 6、契約の相手方は、鶴谷秀電社・前村電気工事共同企業体で、代表者は宇部市東琴芝一丁目 1 番 4 6 号、株式会社鶴谷秀電社代表取締役鶴谷孝二、構成員は宇部市神原町二丁目 8 番 5 1 号前村電気工事株式会社代表取締役前村隆文です。

次に、4 1 ページの議案第 8 3 号を御覧ください。

- 1、工事名は宇部新庁舎 2 期棟新築（機械設備）工事。
- 3、請負金額は 2 億 6, 4 0 0 万円、うち消費税額及び地方消費税額は 2, 4 0 0 万円です。
- 4、契約の方法は一般競争入札。
- 5、工事の概要は、空気調和設備工事一式、給排水衛生設備工事一式ほかです。
- 6、契約の相手方は大栄建設・富士管工共同企業体で、代表者は宇部市北琴芝二丁目 1 2 番 1 - 2 号、大栄建設株式会社取締役社長原田毅、構成員は宇部市文京町 6 番 3 3 号、富士管工株式会社代表取締役柴田泰広です。

続きまして、議案説明資料より、各工事概要の主な内容について御説明いたします。

説明資料の 1 ページを御覧ください。

上が 1 階平面図、下側が 2 階の平面図です。主な出入口を赤色、主な居室を青色で示しております。まず 1 階には、常盤通りに沿って、東側から市民活動支援スペース、市民交流スペース、飲食・物販スペース、多目的ルームを配置します。常盤通り側から、1 期棟に繋がる南北に延びるエントランスホールに沿って、エレベーターやトイレ、倉庫とともに電気室や機械室を配置します。エントランスホールの中ほどがメインエントランスとなり、前面には車寄せや 5 台分の障害者等用駐車場、タクシー昇降場を配置したロータリーを整備します。多目的ルームの東側にあるピロティは来庁者のための駐輪場としても使用し、北側のアプローチを経由して、2 期棟へ出入りできるようにしております。2 階には、常盤通りに沿って、東側から市の執務室、市民交流スペース上部の吹き抜けを挟んで、多目的ルームを 2 室配置します。また、1 期棟との間に会議室を 5 室配置します。多目的ルームや会議室はそれぞれ可動間仕切りによって区画でき、使用目的に合わせた可変性を持たせております。

次に、2 ページをご覧ください。

上が 3 階平面図で、下側が面積表でございます。3 階は屋上に面して食堂を配置しております。屋上については、イベント時などにも使用できる歩行可能な仕様とし、食堂のデッキテラスも配置しております。

これらにより、2 期棟全体の延べ面積は、面積表に記載のとおり 3, 3 2 7. 1 6 平米となり

ます。電気設備・機械設備についてですが、1期棟のような特殊な設備は2期棟にはございません。電力や給水ガス設備等の供給は1期棟から行い、空気調和設備、俗にいうエアコンについてもすべて、1期棟の中央監視室から制御することができます。

なお、2期棟は、令和7年3月に完成し、令和7年7月からの供用開始を予定しております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく申し上げます。

委員長（早野 敦 君） 以上で、執行部の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

委員（笠井 泰孝 君） 令和7年7月から供用開始ということなのですが、今、1期棟で結構皆さんの不満というか、入口が暗くてもったいないねという意見があったのですよ。アンケートとか取った時に。

今回2期棟ができたときに、入口は市民の皆さんからすると、やはり2期棟のほうから入ったほうがという形で今考えていらっしゃるのでしょうか。

執行部 図面にお示ししておりますが、一応メインの新庁舎としての全体ができた時のメインのエントランスとしては、このたび今回整備する2期棟、ロータリーが東側にあって、そこがメインの入口になります。メインエントランスというふうに書いてありますけれども、ここはあくまでもメインエントランス。それから南側の国道から来られた方は、エントランスと書いてありますけれども、下側から今度逆に、メインエントランスホールを通過して1期棟のほうにも行ける。それから、逆に言えば北側の、琴芝駅とかそちらのほうが、立体駐車場もそうですけれども、そちらから入られることは、今の現在の1期棟の北側の入口から入られるというような格好に、主にはそういう形になるというふうに思います。

以上です。

委員（笠井 泰孝 君） 分かりました。

ということは、現状の入口は駐車場から来られる方ぐらいが使われるような感じということなのでしょうね。

執行部 基本的にはそういうふうになるというふうに思っております。

副委員長（山下 則芳 君） この3件の議案で電気設備だけが、一般競争入札ではなくて随意契約になっていますけれども、その理由があるのでしょうか。

執行部 電気設備工事につきましては、入札に当たって、一旦不落になりました。それについては、業者等とのヒアリングを行った結果、基本的に最低制限価格というのが設けられていまして、それよりも落ちると、基本的にはドボンといいまして失格になってしまう。それを恐れて、慎重に応札した結果、落ちなかった。ただ今言うように、額的に乖離が小さいということですし、業者のヒアリングでは、その見積りをまだ出すつもりがあるということをお聞きしまして、それ

であれば、今言う、地方自治法の167条の2第1項第8号によって随意契約できるという項目がございますので、一応それに基づいて見積りを出していただいて落札したということで随意契約という形をとったものです。

委員長（早野 敦 君） ほかにありますか。

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（早野 敦 君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第81号工事請負契約締結の件（宇部市新庁舎2期棟新築（建築主体）工事）について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

委員長（早野 敦 君） 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第82号工事請負契約締結の件（宇部市新庁舎2期棟新築（電気設備）工事）について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

委員長（早野 敦 君） 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第83号工事請負契約締結の件（宇部市新庁舎2期棟新築（機械設備）工事）について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

委員長（早野 敦 君） 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

委員長（早野 敦 君） 次に、宇部市既設庁舎解体工事について報告をしたいとの申し出がありますのでこれを許可したいと思います。

執行部から説明を求めます。

執行部 それでは、報告事項の宇部市既設庁舎解体工事について御説明申し上げます。

これは、現在施工中の既設庁舎解体工事において、地下部分の解体工事に伴い、当初設計になかった工作物等が確認されたことなどにより、工事の内容に変更が生じたこと及び工期延伸が必要になったものです。

詳細につきましては、担当次長から説明させていただきますのでよろしくお願いたします。

執行部 それでは、宇部市既設庁舎解体工事の件につきまして御報告をいたします。

現在施工中の宇部市既設庁舎解体工事において、部長が説明しましたが、地下部分に当初設計になかった工作物等が確認されたことで、工事内容に変更が生じたこと及び工期延伸が必要になったことについて、お手元の資料に基づいて御説明いたします。

資料のほうを御覧ください。

図面の上側が北で、1期棟側です。それから図面の下側が国道190号となります。斜線で示している部分が解体対象の旧庁舎でございます。左上に凡例を記載しておりますが、朱書きが増額の項目、それから青書きが減額の項目としております。

まず、工事内容の変更についてですが、朱書きの増額の項目として①から⑤がございます。まず①として、図面中央の赤色で示した長方形の2か所の部分に地下コンクリート工作物があり、その撤去・処分、②として、図面中央の桃色で示した長方形の部分に伸ばした断熱材があり、その撤去・処分、③として、図面左側の赤色で示した部分にオイルタンク2基があり、その撤去・処分を行っております。この3項目については図面に記載がなく、地下部分の解体工事を進める中で確認されたため、その対応が必要となったものです。また、④として、図面左側の赤色の実線部分に仮囲いを追加しております。これは今後着手する平面駐車場整備と区画するために必要となったものです。⑤の地下水の水替えは、基礎を解体する際に地下水が湧き、作業に支障となったことから、基礎解体作業期間に行っております。次に、青書きの減額項目として、⑥があります。地下部分の解体を行う上で、図面右側のAの部分と、図面左側のBの部分に山留を打設することを計画しておりましたが、Aの部分については、建物周辺の掘削を最小限度にとどめることで、市道栄町線への影響なく、安全確保が可能となったため、取りやめました。一方、Bの部分の打設範囲が若干増えましたが、全体として、当初の設計延長にも減ったことから減額となっております。

以上のことから、工事費については、①から⑤及び工期延伸に伴う諸経費の増額を含めたものに対し、⑥の減額で相殺されるため、変更はございません。

次に、工期の延伸についてです。

これらの作業に時間を要したことから、工期末は令和5年8月30日としていたところ、令和5年11月30日へ3か月延伸します。

なお、このたびの工期延伸に伴う2期棟建設工事への影響はございません。

以上で、報告を終わります。

委員長（早野 敦 君） ありがとうございます。

報告は終わりましたので、ただいまの報告について質疑等がありましたら。

委 員（新村 秀雄 君） ちょっと教えてください。

これ①から⑤と⑥で増減がないとおっしゃったのですが、工期延長に伴う費用とかいうのは、影響はないのでしょうか。

執行部 工期延伸に伴う諸経費は、一応見込んでおりまして、3か月間延びることによって、当然諸経費も増えるし、仮囲いの設置もちよっと延びますので、その分の費用も見込んで、一応増減はないということでございます。

委員（笠井 泰孝 君） 今説明の中で、解体工事が始まって、こういう不測の事態が分かったということなのですけれども、その原因というのは、やはり当初、設計図がないとかということもお聞きしているのですけれども、やはりそういうことが原因とお考えでしょうか。

執行部 図面がなかったのか、あとは図面があるのですけれども記載がなかったのか、どちらか分かりませんが、一応当初の計画の段階では、今手元にあるといたしますか、その資料にそれがなかったものが、地下をやって工事を進める上で出てきたので、その処分とか撤去費をこのたび新たに計上したということでございます。

以上でございます。

委員（笠井 泰孝 君） こういうことは本来やはり設計図とか、庁舎の設計図がなくなるとか、そういうことはちょっと想定外というか、本当はあってはならないことだろうというふうに思っておりますので、ちょっと要望なのですけれども、今後こういう公文書の管理をしっかりとさせていただいて、そういうことがないようにお願いをして、終わります。

委員長（早野 敦 君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（早野 敦 君） 以上で、宇部市既設庁舎解体工事については終わりました。

委員長（早野 敦 君） 次に、新庁舎駐車場の動線計画について報告したいとの申し出がありますので、これを許可したいと思います。

執行部から報告を求めます。

執行部 それでは、新庁舎駐車場の動線計画について御説明申し上げます。

これは新庁舎の立体駐車場を実際に運用していく中で、利用者の方々から頂く御意見も踏まえまして、利便性向上のため、立体駐車場・平面駐車場の動線計画を変更するものです。

詳細につきましては、担当次長のほうから説明させますので、よろしく願いいたします。

執行部 それでは、新庁舎駐車場の動線計画について御説明いたします。

市役所周辺地区の整備事業として、今年度新たに平面駐車場整備工事に着手いたしますが、駐車場の利便性を向上させるよう検討した結果、既存の立体駐車場の改修も合わせて実施することといたしましたので、その内容について、お手元の資料に基づいて報告させていただきます。

それでは、資料の1ページ目を御覧ください。

これは駐車場の当初の計画でございます。図面中央付近、グレーで着色しているものが新庁舎の建屋で、その上側が既存の立体駐車場、左側が新設する平面駐車場の計画地です。当初は緑色で示す立体駐車場の入退場ゲートを兼用とした上で、平面駐車場はオレンジ色で示すルート、立体駐車場は現状の青色で示すルートとして計画をしておりました。しかし、立体駐車場に対しては、実際に運用していく中で、利用者から黄色の、吹き出しで示しておりますが、記載しているような様々な意見を頂いているのが現状でございます。立体駐車場自体は、その性能基準等クリアしているものですが、このような状況を少しでも改善させるため、駐車場全体の動線計画を見直すことといたしました。

2 ページ目を御覧ください。

見直し後の計画です。共通の入場ゲートを、1 期棟と立体駐車場の間の通路部分、緑色で示す部分に新設します。

そして、平面駐車場ルートはオレンジ色、立体駐車場ルートは青色のように分離し、退場ゲートも各々専用化して整理しました。こうすることで、当初計画よりも混雑が解消され、安全性が向上すると考えます。なお、平面駐車場の駐車台数は70台で変更はございません。

次に、立体駐車場の改修内容を御説明します。3 ページを御覧ください。

現状の立体駐車場の図面でございます。ゲートを通らずに利用できる障害者等用駐車場2台分を除くと、来客用駐車場台数は158台です。平面駐車場へは、この障害者等用駐車場2台を廃止し、オレンジ色で示すようなルートで計画しておりました。

4 ページ目を御覧ください。

改修計画の内容でございます。既存の入退場ゲートを立体駐車場専用の退場ゲートに改修し、そこまでのルートを一方通行化することに加え、緑色と黄色で示すように、障害者等用駐車場の配置を出入口近くに変更することや、水色で示す歩行者用通路を新設することにより、利用者の利便性や安全性を向上させます。

また、満空表示についても、全体表示を図面右下の赤い四角の位置に移設するとともに、図面中央下の紫の四角の位置に立体・平面の個別表示を新設することで、利用者の視認性を向上させます。なお、当該見直しによる立体駐車場の駐車台数の変更はございません。

5 ページを御覧ください。

最後に、平面駐車場の退場ゲートについてです。新たに専用の退場ゲートを設けることで、市道真締川東通り2号線への交通量が増加することから、地元要望も踏まえて、当該道路の拡幅及び交差点の改良工事も併せて行います。

なお、当該工事に係る関係機関との協議により、交差点北側の道路拡幅も必要となったため、その対応として、このたびの9月補正に必要な経費を計上しております。

以上で報告を終わります。

委員長（早野 敦 君） 報告は、終わりました。

この際、ただいまの報告について、質疑はありませんか。

委員（射場 博義 君） 平面駐車場の退出のゲートですけれども、ここはもう入場できないとなっているのだろうと思うのですが、これ間違えてこう入ってきて、入場できないという時、車の回転スペースが取れないと思うのですけれども、そういう場合はどのように考えていらっしゃるのですか。

執行部 基本的には交差点の入口部分には案内板を、とりあえず駐車場入れませんという看板を出します。どうしても入ってこられた場合は、これは可能かどうか分かりませんが、一応北側、今の2車線になっておまして、それから市道ですけれども、ちょっと団地の中で、北側のところ、市道がございます。そちらのほうに入って、通って出ていってもらえるようになるのではないかなというふうに考えています。

基本は看板等で告知して、入ってもらわないようには一応、書いていこうというふうには思います。

以上でございます。

委員（射場 博義 君） それと今度は入場のほうですけれども、入場から平面駐車場に行くときに、要は駐車場との横断歩道的な、そのところが交差するというので、その安全対策はどうなっていますか。

執行部 今の立体駐車場から新庁舎のほうのところに、横断のゼブラがございます。そこに人を配置して、一応安全を確保するよというので今、総務部と協議を進め、対応しようということになっております。

以上でございます。

委員（笠井 泰孝 君） 今、入場と、退場のほうの車が一方通行であるということで、一応広くなるというイメージをいただいたのですけれども、この立体駐車場の2階以降は今までどおりということでもいいんですね。

執行部 2階以上については、変更はございません。

以上でございます。

委員（笠井 泰孝 君） 分かりました。

そうすると立体駐車場に入ろうとする人と平面駐車場に入ろうとする人が当然出てくるわけですが、平面駐車場が台数70台ということで、この辺の例えば平面駐車場はもう満車ですよという、満車という表示はされるということですか。

執行部 図面の4ページに、中央のあたりに紫色の四角で表示の個別と書いてありますけれども、そちらの方に平面駐車場と立体駐車場の各々の状態、満空の状態をここで提示することによって、当然、平面も満車であれば、立体駐車場に入っていただくというような形になるというふ

うに思っております。

以上でございます。

委員（笠井 泰孝 君） 4ページの紫色の小さく書いてある所に、今言われたことが表示されると。分かりました。

委員（木原 大介 君） 役所の駐車場のゲートはいつも安いものを入れるではないですか。最近というか、大分前から、ナンバープレートをカメラで読んで、事前精算して出るときはすつと出られるというのが一般的になっていると思うのですけれども、今回ゲートのこの辺のシステムというのはちゃんとしたやつが入るようになってきているのですか。

高額紙幣が使えないとか、お金をいちいち入れなければいけないとか、そういう一番安いやつになっているのですか。

執行部 基本的に既存のゲートが立体駐車場にありますので、一応それと連動した形になっておりますので、ちょっと一番安いかどうかちょっと分かりませんが、現存する今のゲートと同じようなものが設置されるということでございます。

以上です。

副委員長（山下 則芳 君） 今度、障害者のまず立体駐車場が2台減るのでありますが、ただ、ロータリーに別途5台を新設するため、数的に足りるということですが、平面駐車場には障害者用の駐車場はないということによろしいですか。それともそれも検討するということですか。

執行部 今、障害者用等の駐車場は、平面駐車場には計画しておりません。

以上でございます。

副委員長（山下 則芳 君） ここに入ってきて、例えば立体のほうの障害者用等駐車場が満杯になったときに、では、どこに止めるか。平面も入ってきたのに、ロータリーにもわざわざ回るといふわけにはいかないもので、平面駐車場にも何台か検討したほうがよろしいのではないかと思います。いかがですか。

執行部 そうですね、ちょっとスペース的な問題も当然でございますけれども、先ほど2期棟のところで説明しましたが、まずはロータリーのところにあるという。当然、広報はしないといけないと思っておりますので、まずそちらにございますよと。それから、立体駐車場の中にも、これまでどおり台数を確保していきますと。

実際には基準よりも倍ぐらいの台数がございまして、一応平面駐車場のほうにはちょっとスペースとかそこら辺もあって、今のところ計画は予定しておりません。

副委員長（山下 則芳 君） 今7台ある中で、もうほとんど満杯状態ということはないのですか。僕が見ていると大体空いている時が多いのだけれども。

執行部 詳しくは実態をずっと見たわけではございませんけれども、そんなにそこがいっぱい

になって入れなかったというふうなことはちょっと聞いておりませんので。

副委員長（山下 則芳 君） 分かりました。

また実態調査していただいて、もしあるときはもう満杯状態で待っているとかなったら平面上もやはり要ると思いますので、その辺ちょっと再検討していただきたいと思います。

よろしく願いいたします。

委員（射場 博義 君） 一般ではなくて職員用の駐車場の件なのですけれども、職員さんは、やはり今までと同じような出入り方式でやられるのか。以前、立体駐車場の後ろのほうから、何かの時に出入りしていたりするのですけれども。この交差のところがあるので、職員さんがそちらのほうから出入りできればもっとスムーズに行くのかなというのがちょっとありました。

そこはいかがでしょうか。

執行部 今回の緑橋教会のほうに出ていくということだと思いますけれども、一応近隣の方からは、一応説明では、緊急時にはそちらのほうから出させていただくと。普段はそちらのほうから出入りしない、あまりにもちょっと交通量があつてというとおかしいですけれども、職員の車が出入りするようになるということも危惧されておまして。その関係で、あくまでも応急的に緊急的な時は、例えばゲートが開かないとか、いろいろなものがあると思いますけれども、その時には、緑橋協会のほうとかに出させていただく。それ以外については、基本的にはこれまでと同じように、今の立体駐車場の、今出入りしておりますけれども、あちらのほうから出入りをさせていただく。当然屋上にもございますので、それはもうずっと降りてきて、今の青いルートを通って出ないと出られない。一応現況と変わらない運用で考えています。

委員（射場 博義 君） 分かりました。

それとちょっと懸念するのが、降りてきた時に、立体駐車場に停めているけど平面駐車場から出るという行為がひょっとしたらこの部分だったらあるかもしれないのですけれども、それは、可能なのか、可能というかやっていいことですか、いけないことなのか。

執行部 基本的にはやってはいけないだろうと思いますけれども、一応立体駐車場には表示するようにはしております。万が一、今本当に出れば出られないことないのですよね。今ももともと計画ルートとしてあるので、出られないことはないのですけれども、出られても、実際には平面駐車場の出口から、カードは多分同じなので、出ることは可能ですので、そこで合致しないように、表示とか案内とか、そういったもの、注意喚起のほうをしていこうというふうに思っております。

以上でございます。

委員長（早野 敦 君） 質疑は、ほかには、ないですね。

以上で、新庁舎の駐車場の動線計画について終わります。

委員長（早野 敦 君） 次に、宇部市都市計画審議会の開催状況について報告したいという申し出がありますのでこれを許可したいと思います。

執行部から報告を求めます。

執行部 それでは、宇部市都市計画審議会の開催状況について御説明申し上げます。

本審議会は、都市計画法及び条例に基づき、都市計画に関する事項を調査審議するための機関です。令和5年7月6日に審議会を開催し、継続審議事項として宇部市都市計画道路見直し方針について、また、審議事項として宇部都市計画墓園の変更、宇部都市計画火葬場の変更、宇部都市計画区域内における特殊建築物の位置について御審議いただきました。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくお願ひいたします。

執行部 都市計画課です。よろしくお願ひします。

初めに資料の確認をさせていただきます。ファイル名が宇部市都市計画審議会の開催状況についてということで、資料を配付させていただいております。

よろしいでしょうか。

それでは、令和5年7月6日に開催した宇部市都市計画審議会の概要について御説明をいたします。

まず、宇部市都市計画道路見直し方針についてですが、宇部市では令和2年から都市計画道路の見直しを進めていますので、初めに、これまでの経緯について御説明いたします。

都市計画道路は、高度経済成長における人口増加や都市の拡大を前提に都市計画決定されたものが多く、その必要性に変化が生じていることから、全国的にも見直しが行われております。また、都市計画道路は整備を前提に計画決定されるため、予定区域内には建築制限が課せられていることから、土地を有効利用できない状況が長期化し、民間開発への障害となるなど、多くの問題が指摘されております。こうした情勢を踏まえ都市計画決定後、長期にわたり未着手の都市計画道路について、必要性などを再検証し、計画の存続・変更・廃止に向けた都市計画道路の見直しに取り組んでいます。

資料の1ページ目を御覧ください。

資料1となっております。

見直しの具体的な方法としましては、資料の右側に、3、見直しの具体的な方法で示してありますが、令和4年6月に策定しました宇部市都市計画道路見直し基本方針に基づき、4つの項目に沿って見直しを行うこととしております。最初に（1）見直し対象路線の抽出、次に（2）路線機能による評価、（3）必要性の評価を行い、各路線区間ごとに（4）の見直し方針案の検証決定を行います。

2ページ目を御覧ください。

先ほどの見直し基本フローに従いまして、見直し対象の21路線43区間の評価検証を行った

結果、存続が10区間、変更が5区間、廃止が28区間の見直し方針を決定しております。なお、上の位置図が全体を示したものの、下の位置図が市役所周辺を拡大したものとなります。上の位置図で位置関係を御説明しますと、左上にJRの宇部駅、中央辺りに宇部市役所、それからときわ公園、山口宇部空港が位置しております。また、赤色の線が存続を、紫色の線が変更を、青色の線が廃止を示し、実線は現道がある区間、波線は現道がない区間を示します。なお、都市計画道路が廃止されても、実線で示した現道がなくなるわけではございません。今回の見直し方針は、見直しの方向性を整理したもので、今後存続は事業化を目指し、関係機関との協議調整を進めていきます。また、変更・廃止は、路線ごとに市民との合意形成を図りながら、都市計画法に基づく、手続きを進めていきます。

次に7月に開催した都市計画審議会にて御審議いただいた宇部市都市計画道路見直し方針について御説明をいたします。

令和5年3月の産業建設委員会で御報告させていただきました宇部市都市計画道路見直し方針（素案）について、令和5年3月29日から4月28日までの31日間、パブリックコメントを実施したところ、2名の方から12件の御意見が提出されました。

主な御意見としましては、計画廃止路線においても、交差点の安全性を高めて欲しいというもののや、宇部駅波多野開作線の渋滞解消を目的とした整備要望がありましたので、これまで同様、安全安心のために必要な措置を検討することや、事業化に向けて取り組むことを説明いたしました。また、パブリックコメント期間中に、市内の4会場で開催しました地元説明会では、宇部駅波多野開作線に関する御意見を多く頂きましたので、今後、事業化に向け、取り組むことを説明いたしました。なお、審議会では、都市計画道路以外の道路を含め、今後の整備の優先順位を示して欲しいという御要望がありました。

また、見直し方針で変更とする路線の変更内容や既存道路に対する市民要望の状況について確認されましたが、今回の見直しは、現行の道路構造令に基づく変更であることや、見直しを行っても交差点など、局所的な要望は対応可能であることを説明したところ、内容については、全会一致で異議なしの回答をいただきました。

その後、令和5年7月14日に都市計画審議会から市長に答申書が提出され、7月31日に宇部市都市計画道路見直し方針を策定し、公表したところです。

なお、策定した見直し方針につきましては、参考資料としてファイルの最後のほうに添付させていただいております。

以上で、宇部市都市計画道路見直し方針についての報告を終わります。

次に、宇部市都市計画墓園の変更、及び宇部市都市計画火葬場の変更は関連がありますので、併せて御説明をさせていただきます。

資料の3ページを御覧ください。

位置関係を御説明しますと、黄色の線が国道490号、青色の線が山陽自動車道、図の中央で青い丸が宇部インターチェンジ、緑色で囲まれた部分が白石墓園、紫色で着色した箇所が既存の火葬場、赤色で着色した箇所が新火葬場となります。今回の変更は、老朽化が進み、建物の耐震化がなされていない既存の火葬場の更新を行うにあたり、現施設を稼働しながら、更新が困難なことから、白石墓園内に赤色で着色した新火葬場の敷地を確保するため、墓園区域を約44.0ヘクタールから約43.2ヘクタールに縮小すること、また、同区域に新火葬場を約7,800平方メートルの都市計画を定めるものとするものです。

審議会では、新火葬場敷地を決定した経緯や位置について質問がありましたが、民地と遮断された一定の平地となっており、建物や駐車場の配置計画などにより敷地面積を決定したこと、また、新火葬場建設後の交通量増加に伴う安全対策についての確認がありましたが、離合場所の確保や、交差点の隅切り部分整備など、園内道路の改良を計画していることを説明し、内容については、いずれも全会一致で原案のとおり可決されました。

続きまして、宇部都市計画区域内における特殊建築物の位置について御説明をいたします。

4ページを御覧ください。

位置関係を御説明しますと、中央の水色が小野湖、黄色の線が国道490号、緑色の線が県道伊佐吉部山口線、赤丸が御審議いただいた特殊建築物で、青い丸の小野小学校から約2キロメートル、アクトビレッジおのから約750メートルの宇部市大字小野字道祖河原に位置しております。建築基準法第51条では、都市計画区域内において、卸売市場、火葬場、屠畜場、汚物処理場、ごみ焼却場、その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画において、その敷地の位置が決定しているものでなければ、新築又は増築してはならない。ただし、特定行政庁が、都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合はこの限りではないとなっております。

このたび、木くずを再資源化するために破碎処理を行っている既存の施設において、新たに処理品目として、刈草が追加され、その処理能力が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第5条に定める1日当たり5トン以上を超えることから、建築基準法第51条ただし書きの許可が必要となり、審議会に付議されたものです。

審議会では、敷地の位置の都市計画上の支障の有無について県の判断基準に沿って、支障がないことが確認され、特に御意見、御質問もなく、全会一致で支障なしと認められました。

以上で、宇部市都市計画審議会の開催状況の報告を終わります。

委員長（早野 敦 君） ただいまの報告について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（早野 敦 君） ないようですので、以上で宇部市都市計画審議会の開催状況については終わりました。

委員長（早野 敦 君） この辺でお昼休みをとりたいと思います。

よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（早野 敦 君） では、1時再開ということでよろしくをお願いします。

———— 午後零時休憩 ————

———— 午後零時57分再開 ————

委員長（早野 敦 君） それでは、再開します。

宇部市公共交通協議会の開催状況について報告したいという申し出がありますので、これを許可したいと思います。

執行部から報告を求めます。

執行部 それでは、宇部市公共交通協議会の開催状況について説明申し上げます。

令和5年度の第1回の協議会を令和5年6月20日に開催し、議事の内容としましては、令和4年度の実績報告やコミュニティタクシーの運行ルートの変更などについて御審議いただきました。

詳細につきましては、担当課長から説明させますのでよろしくお願いいたします。

執行部 それでは、第1回宇部市公共交通協議会の開催状況について御説明をいたします。

資料を御覧いただければと思います。

1枚目、報告事項宇部市公共交通協議会についてと書いてございますけれども、議事につきましては資料の（1）から（8）までの8つございます。（1）が令和4年度の実績報告ということで、その次の（2）から（8）までが協議事項となっております、公共交通協議会のほうですべて承認をいただいたところでございます。

それでは、議事の内容について御説明をいたします。

次のページにお進みください。

資料1、宇部市地域公共交通計画の目標に対する令和4年度実績でございます。

こちら令和4年度の実績値になります。令和4年度はまだコロナ禍の状況ではございましたが、令和3年度に比べるとわずかながらですが、回復しているという状況になります。こちらの表の朱書きしているところをちょっと御覧いただければと思います。上から2つ目の路線バスの利用者数のところでございますが、令和3年度に比べて令和4年度が5,056人というわずかでございますが若干回復したという形でございます。その2つ下の表の地域内交通の利用者数、こちらにつきましても令和3年度よりわずかではございますが、少し回復しているというところの状況です。

次のページへお進みください。

赤字で書いてございます評価指標の7、こちらはバス事業者の乗合事業の経常収支比率と、バス事業者3社の経常収支を載せておりますけれども、こちらも前年度に比べてわずかに回復しているというようなところでございます。

それでは次に進んでいただきまして、次が資料の2西宇部地区コミュニティタクシーの変更についてでございます。

こちらにつきましては、地元より松見町へのコミュニティタクシーの乗り入れの要望があったことから、運行ルートなどの見直しを令和5年10月1日から行うものでございます。ルート、図面書いてございますけれども、本当に中央のところに青字で松見町とちょっと字が小さくて申し訳ないのですけれども、こちらが今まで行ってなかったところですが、こちらを新規に追加するとともに、ルートの左上の春日町上からと、回る順番も見直しというところを進めているところでございます。

それでは次にお進みください。

資料3でございます。

こちらは原地区コミュニティタクシーに使用する車両に係る移動円滑化基準の適用除外についてというところでございますが、こちら資料3の下段のところ、下から赤字で認定を必要とする理由というところを書いてございます。こちらは現在普通車5人乗りでの通常のタクシーを利用しておりますけれども、原コミタク運営協議会の意向によりまして、火曜日・木曜日に限れば、ジャンボタクシーの10人乗りで運行するというところの見直しの協議を図るものでございます。

次にお進みください。

次が資料の4になります。

こちらは地域公共交通確保維持事業（地域内フィーダー系統補助、車両減価償却費等補助）に係る計画認定申請についてでございます。こちらは地域内交通などの運行に当たりまして、国から補助金を頂いておりまして、それを頂くための申請書類になります。表に書いてございますが、その下に書いてあるのが実際補助を受ける路線になりまして、地域内交通、かなりの部分で補助いただいているところでございます。

それでは次にお進みください。

次が資料の5、こちらは長門市・美祢市山口宇部空港直通便運行計画でございます。

こちらは山口宇部空港と長門・美祢を結ぶルートの実証運行になります。昨年度も同様の実証運行したのですが、今年度はルートが若干変わりました、美祢市さんの秋芳洞を經由するというふうなルートになっております。こちらの運行の実証期間は8月の1日から令和6年の1月31日までとなっておりますのでございます。

次の資料お進みください。

右上に資料6と書いてございます。

こちらはスマート空港タクシーに係る協議事項ということで、こちらは山口宇部空港と山口市の湯田温泉を結ぶルートになります。今回の見直しは、事業継続をしていくために、採算性を高めるため、運行区域の拡大と運賃を変更するものでございます。運行区域につきましては新山口駅周辺が新たに追加という形と、運賃につきましてはこちらの表のとおり、ちょっと値上げという形の変更になっておるところでございます。

次にお進みください。

こちらが資料7、公共交通協議会の令和4年度の収支決算書でございます。予算150万円に對しまして149万1,165円というところで事業内容が、運転士の採用サイトの作成等となっております。

次にお進みください。

次が資料の8でございます。

こちらが公共交通協議会の令和5年度の予算と事業案というところでございまして、事業につきましては運転士の体験会等をする経費になります。なお、今回から地域内交通の国からの補助金が、こちらの公共交通協議会のほうに受け入れるというところになりましての予算規模がかなり大きくなっておりますけれども、こちらは全額市のほうにそのまま入金する形となっております。

報告は、以上でございます。

委員長（早野 敦 君） 執行部の報告は終わりました。

質疑等はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（早野 敦 君） ないようですので、以上で宇部市公共交通協議会の開催状況については終わりました。

都市政策部の皆さん、お疲れさまでございました。

委員長（早野 敦 君） 次に、宇部市成長産業推進協議会の取組について報告したいとの申し出がありますのでこれを許可したいと思います。

執行部から報告を求めます。

執行部 産業経済部です。

それでは、宇部市成長産業推進協議会の取組について御報告をいたします。

詳細につきましては、担当課長から説明をさせますのでよろしくお願ひ申し上げます。

執行部 成長産業創出課の中村と申します。よろしくお願ひいたします。

私からは、宇部市成長産業推進協議会の取組について御報告させていただきます。

まず、お手元の資料、令和5年度の事業概要、1つ目の四角ですがそこから説明をさせていただきます。

当課では、大学などの研究開発シーズ、シーズは種というふうな意味でございますけれども、こうした研究の種を活用して行う起業や事業化に向けた取組に対して支援を行っております。

具体的には、昨年度、新たな補助制度を創設しております、主にこの補助制度により支援を行っております。その補助制度の概要については、2つ目の四角になりますけれども、大きく3つの区分から成っております。

まず、左側スタートアップについては、成長産業分野における市内での起業を目指す方に対して、起業時の支援金として100万円、設立経費等に対する支援として補助率3分の2の上限額900万円の支援を行う内容となっております。

次に中ほど、イノベーションについてです。これは県の補助制度に市内企業が採択された場合、その自己負担部分に対して支援を行う内容となっております。

次に右側のパイロットについてです。この事業は、先端技術を活用して行う実証事業に対して支援を行うもので、主ときわ公園で行う実証事業であるときわ公園チャレンジで活用しております。

次の四角でございますけれども、今年度の採択状況について説明をいたします。

まず、スタートアッププロジェクトについては、昨年度からの継続事業として、株式会社New Space Intelligenceの事案を採択しております。またその下の行でございますけれども、今年度の新たな採択といたしまして、年度当初に実施しました、第1回目の公募により、株式会社スペース・バイオ・ラボラトリーズの脳梗塞の再生医療とリハビリテーションの統合に向けた体制構築について支援を決定しております。

続きまして次の四角ですが、イノベーションプロジェクトについてです。今年度の県補助金への採択案件のうち、宇部市に関係する企業が参加するものを一覧表にしております。この表は裏面にも続いておりますけれども、今年度の新規の採択が5件、昨年度からの継続事業を合わせますと11件となっております、県全体の採択件数の半分以上が、宇部市の企業の関連というふうな結果となっております。今後この企業に対して個別にヒアリングをして、詳細な補助要件でありますとか、申請の意向などを確認した上で、市としてもしっかりと支援を行っていきたいと考えております。

続きまして、パイロットプロジェクトについてです。

ときわ公園チャレンジとして今年度選定した3事業に対して、実証費用の提供や、補助金による支援、市内の教育機関との連携や地元調整などについて、市としても、実証が円滑に進むよう、伴走支援を行っております。

次に、先ほど説明させていただきました、スタートアッププロジェクトの今年度の採択プロジ

ェクトについてでございます。

資料でございますように、市内の産・学・公が連携したプロジェクトとして、6月にプロジェクトに参画する各機関の代表者が一堂に会して合同記者会見を開催し、プロジェクトの紹介に加えて、本市の支援制度に関しても、広くPRをいたしました。こうした企業に対しては、事業の立ち上げだけではなくて、その後のフォローも重要と考えておりますので、市が契約しておりますアドバイザー機関とも連携しながら、しっかり支援していくこととしております。

次のページになります。

認定プロジェクトの進捗状況についてです。

将来有望な研究開発シーズについては、認定プロジェクトとして、起業に向けて重点的な支援を行っております。お示ししています血液脳関門モデルキットの開発については、現在、起業に向けて最終段階の調整などをアドバイザー機関の助言を受けながら進めているという状況でございます。

次にその他の取組という項目でございます。

山口大学の研究シーズを対外的に広く紹介するため、7月に東京ビックサイトで開催された再生医療エキスポに、県と共同で出展をいたしました。主催者発表では3日間で3万人近い来場者があったということで、本市における研究開発シーズであるとか、開発商品をメーカーや商社など、多くの関連事業者にPRをできたと考えております。

次に一番下の四角になりますが、5月には本市と市内IT企業を初めとした5者で協定を締結しております。

今後この5者が連携して、デジタル技術を活用した産業振興や人材育成に取り組んでいくこととしております。

資料の説明は以上となりますが、今年度のこの推進協議会につきましては、8月9日に開催予定であったところ、台風6号の影響が懸念されましたので、当日については不開催というふうな扱いとさせていただいて、後日、各委員さんのほうを、私どものほうで個別に訪問して説明を行いました。取組の方向性については、全委員のほうから賛同いただいております。

説明については以上となります。ありがとうございました。

委員長（早野 敦 君） 以上で、報告は終わりました。

この際、ただいまの報告について質疑等はありませんか。

委員（笠井 泰孝 君） 今首都圏の展示会に出展されたということ報告されましたけれども、3万人近いいろいろな人が集まったという説明だったのですけれども、宇部市が今、こうやって医療関係のものを出されておりましたけれども、その辺の手応えといいますか、何か申し込みとか要するに宇部に関係する何かいいことにつながりそうな反応とかがありましたらお聞きしたいです。

執行部 私もこの展示会には、一泊ほどして参加をして様子を見てまいりました。

その中で、例えば先ほど認定プロジェクトで紹介してもらいました血液脳関門モデルキットについては、研究されている山口大学の先生も参加されて、いろいろな問い合わせと、名刺交換を受けておられました。

その中でもやはり大きな企業さん、ちょっと個別に企業名とか、ちょっとあれですけども、そういったところからもいろいろ今後の共同の研究の相談とか、そういったものを受けておられましたので、そういったところについて手応えというか、そういったものを感じております。

委員（笠井 泰孝 君） 要するに山口大学の先生とか、その辺の方もいろいろ研究するのは、そういう企業と一緒にいるとかいう、その辺のところはちょっと行政のほうでは把握されていないけれども、山口大学の先生はそれなりに一応成果があったと認識されているのでしょうか。

執行部 御指摘のとおり、詳細な研究内容につきましてはこちらでちょっと説明がなかなか難しい面もございますけれども、参加された先生からは、いろいろな引き合いがあったり、成果があったと。その先生からしたら、他のブースを見に行ってもそういった話に繋がったこともあったというふうにお伺いしております。

委員（新村 秀雄 君） 環エネの件で、梶谷工業さん、これ竹を配合した高品位のペレットを作っておられるということなのですけども、これはどういう内容かちょっと教えていただきたいのですが。

執行部 前提としまして、こちらはまだ市として交付決定を行う前の段階で、県の補助金に採択された企業に対して、その自己負担部分を、市として支援するという制度でございます。県の補助金で採択されたものという一覧を載せておまして、詳細についてはまだこちらのほうに届いておらないのですけれども、ちょっと概要としましては、木質ペレット製造の実用化に向けて、その着火性であるとか、木質燃料含水量、発熱量、そういった観点から高品質なペレットを研究していこうというような内容だというふうにお伺いしております。

副委員長（山下 則芳 君） この成長産業創出事業費というのは、来年以降ずっと続くという認識でよろしいですか。

それと、ちょっと個人的に申し訳ないです。

虫を食料にするとか、そういう研究のほうも出るのですか。

執行部 まず1点目の来年度の取組につきましては予算が関係することでございますので、こちらでなかなか、続きますというのはあれだと思うのですけれども、こちらの思いとしましては、引き続きこういった支援を続けていきたいというふうな考えは執行部としてはございます。

それと、2つ目が、昆虫について。

これ最近、昆虫についてのタンパク質、貴重なたんぱく源であるというふうな考え方が、研

究をされている大学さんなどもあるというふうには聞いております。もちろん、この我々の中では成長産業分野というものを、分野を定めて支援を行っておりますので、そういった中で、当てはまるというふうに、こちらの協議会の中で話を進めながら、判断できれば、支援できるというふうに考えております。

委員（三好 保雄 君） 今、新しい分野ということで昆虫食のお話が出ました。

私も知らないときは、昆虫を食べなければ、人類はもう長生きできないのかと思うようなこともあったのですが、実際にいろいろ調べてみると非常に問題があるというふうなこともあります。

人間が昆虫を食べるということは消化ができないと。

私たちの体というのは、動物性を食べるときに、やはり脊椎動物の魚とかそういうものがあって、豚とか牛とか鳥とかというのは、十分体に合うのだけれども、昆虫というのは周りに殻があって中は液体みたいなものであって、私たちが反応できない細菌とかが発生するらしいのです。

それをどのように熱処理したとしても、やはりそこが入ってくる可能性がある。

どうしてそこのところが合わないのかということが出てきているという情報もあります。

それで、とにかく昆虫食というよりも、今、耕作放棄地のほうで大豆とかを栽培していくとかそちらのほうこそ大事なので、こういう新しいベンチャー企業という形であっても、ここの危険性もあるということで認識しておいていただきたいと思います。

委員長（早野 敦 君） ほかにないようですので以上で、宇部市成長産業推進協議会の取組については終わりました。

産業経済部の皆さん、お疲れ様でした。

委員長（早野 敦 君） 以上で、産業建設委員会を閉会します。

———— 午後1時20分閉会 ————

令和5年9月11日

産業建設委員会委員長 早野 敦